

令和7年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に送付します

国民健康保険税は、地方税法およびさぬき市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険の被保険者の世帯の世帯主に課税され、国民健康保険に要する費用などに充てられます。

令和7年度さぬき市国民健康保険税額の計算方法

国民健康保険税は、「医療給付費分(医療分)」「後期高齢者支援金等分(後期分)」「介護納付金分(介護分)」ごとに計算した「所得割額」「均等割額」「平等割額」を合算して世帯ごとに算出します。

	計 算 方 法	医 療 分 (加入者全員)	後 期 分 (加入者全員)	介 護 分 (40歳～64歳)
所得割	基準総所得×各区分の税率 〔基準総所得＝ 令和6年中総所得金額等－基礎控除額(最大43万円)〕	7.9%	2.2%	1.9%
均等割	加入者数×各区分の金額	1人につき 28,000円	1人につき 6,000円	1人につき 8,000円
平等割	1世帯あたりの金額	27,000円	4,500円	4,500円
合 計 1年間の国民健康保険税＝A+B+C		A (上限66万円)	B (上限26万円)	C (上限17万円)

所得額による軽減措置

世帯の総所得金額が一定基準以下の場合は、自動判定により均等割と平等割が軽減されます。(7割・5割・2割)
ただし、所得の申告が無ければ、所得額による軽減措置を受けられない場合があります。

年金天引きから口座振替に変更する場合

納税通知書が届いた後に、「さぬき市国民健康保険税納付方法変更届」の提出が必要です。手続きには、通帳、通帳の届出印をご持参ください。(変更した年度は、期別納付となります。)

なお、口座をお持ちでない方、国民健康保険税に滞納がある方は変更できません。
※滞納が生じた場合は、自動的に年金天引きに戻すことに同意していただく必要があります。

【問】税務課 ☎(087)894-1118

さぬき市総合計画審議会委員を募集します

この度、「第3次さぬき市総合計画」を市民の皆様とともに作りあげるため、市が配布する資料などを基に、さぬき市の将来像等についてご意見をいただける「総合計画審議会委員」を募集します。

募集人数 2名程度

応募方法 市ホームページより「さぬき市総合計画審議会委員応募用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、持参、郵送または電子メールにより提出してください。

提出先 〒769-2195
さぬき市志度5385-8 さぬき市総務部政策課
メールアドレス：seisaku@city.sanuki.lg.jp

応募期間 7月1日(火)～7月25日(金)(必着)



応募資格などの詳細は↑
市ホームページをご覧ください

【問】政策課 ☎(087)894-1112